

高レベル処分法は強権

2006.11.2 兼松秀代

1. 知事や市町村長が反対したら、処分場はつukれないの？

決定するのは国。知事や市町村長に拒否権はない。同意を必要としない。

・ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

「第四条5項 経済産業大臣は、第二項第三号に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。」

と規定されている。また、国会答弁で「意に反して行うことはない」と答えたが、法第4条5項にあるとおり、同意を必要としない。同意を必要とすると、処分場の建設ができなくなるので、意図的に外した。

質問に立った多くの国会議員が同意を条件とするよう求めたが、「意見を聴かなければならない」という原案から、「意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。」に変更されただけであった。尊重は同意と同じではない。「聴く」が、国はその意見に従う義務はない。

●2000年5月10日 衆議院 商工委員会 高レベル処分法審議で横路孝弘代議士の質問と政府答弁より

・ 横路孝弘委員

「自治体の知事並びに市長の意見を聞かなければならないという点でございますが」「意見を聞いてどうされるんですか。反対だと言われたら、どういうことになるんですか。」

・ 河野政府参考人

「地元の御理解と御協力を得るべく最大限努力させていただきつものでございます。しかし、それでもなお地元の御意見をいただくというところから、さまざま 御意見があれば、これを極めて重く受け止めて、国が決定するとうこととでございます。」

・ 横路孝弘委員

「同意がなければやらないというように解釈してよろしいんですね。反対してもやるということですか。」

・ 深谷国務大臣

「これを管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聞いてこれを極めて重く受け止めて、最終的には国が決定するものだ、そういう規定であります。」

2. 「文献調査」に応募するの？

文献調査ではなく概要調査地区に応募する。

NUMOの応募書には「高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する地区について」応募すると明記している。そしてそれは「概要調査地区の公募」に応募すること（NUMOの応募要領P.3 留意事項）であると明記している。

高レベル処分法の処分地選定プロセスも「概要調査地区」がスタートで、「文献調査」ではない。文献調査は概要地区選定のための手続きにすぎない。

- ・高レベル処分法 第6条第1項で「概要調査地区の選定」を位置づけている。
「概要調査地区の選定」（第6条第1項）で条件として文献その他の資料による調査（文献調査）を位置づけているに過ぎない。あくまでも「概要調査地区の選定」である。
- ・NUMOも、応募要領3ページの留意事項で「『概要調査地区の公募』にあたるもの」と明記している。

3. 途中で降りられるの？

NUMOの高レベル放射性廃棄物最終処分施設を設置できるかどうかの調査に応募する（応募書）ことは、処分場建設を前提とした公募に応募することである。途中、首長や住民の意向で降りることはできない。降りられるとしたら法に定めた地質条件を満たさない場合のみ。

知事や市町村長に拒否権がないことと同じ理由で降りることはできない。

- ・概要調査地区を選定のための文献調査の調査事項（法第6条第1項）
機構は、概要調査地区を選定しようとするときは、一略一次に掲げる事項について、あらかじめ、文献その他の資料による調査（次項において「文献調査」という。）を行わなければならない。
 - 1号 概要調査地区として選定しようとする地区及びその周辺の地域において過去に発生した地震等の自然現象に関する事項
 - 2号 前号の地区及び地域内に活断層があるときは、その概要に関する事項
 - 3号 その他経済産業省令で定める事項
- ・省令：特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則 第4条第1項
 - 1号 概要調査地区として選定しようとする地区に第四紀の未固結堆積物があるときは、その存在状況の概要に関する事項
 - 2号 概要調査地区として選定しようとする地区に鉱物資源があるときは、その存在状況の概要に関する事項
- ・概要調査地区の選定（法第6条第2項）
機構は、前項の規定により文献調査を行ったときは、その結果に基づき、経済産業省令で定めるところにより、当該文献調査の対象となった地区（以下この項において「文献調査対象地区」という。）のうち次の各号のいずれにも適合していると認めるものの中から概要調査地区を選定しなければならない
 - 1号 当該文献調査対象地区において、地震等の自然現象による地層の著しい変動の記録がないこと。
 - 2号 当該文献調査対象地区において、将来にわたって、地震等の自然現象による地層の著しい変動が生ずるおそれが少ないと見込まれること。
 - 3号 その他経済産業省令で定める事項

・省令：特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則 第5条第2項

- 1号 当該概要調査地区として選定しようとする地区内の最終処分を行おうとする地層が、第四紀の未固結堆積物であるとの記録がないこと。
- 2号 当該概要調査地区として選定しようとする地区内の最終処分を行おうとする地層において、その掘採が経済的に価値が高い鉱物資源の存在に関する記録がないこと。

★余呉町議会のある議員は応募すると言うことは、申し入れと違い自分の意思で応募する。だから途中で降りることはできないと語った。そのとおりである。

4. 住民の意見は反映されるか？

NUMOは概要調査地区選定にあたり、報告書を作成し関係機関や住民に示、報告書に対して説明会を開催したり、住民らの意見書の提出を認めなければならない。

しかし

- ・状況によっては説明会を開かなくても良い。
- ・意見書は出すだけ。NUMOのデータに明らかな誤りがある場合を除いて、見直されることはない。それ以外は聞き置くのみ。

・省令：特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則第8条第4項

第8条 機構は、前条第一項の縦覧期間内に、関係都道府県内において、報告書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。

—省略—

4 機構は、その責めに帰することができない事由であって次に掲げるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、機構は、前条第一項の縦覧期間内に、次項に規定する方法により、報告書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

1号 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

2号 機構以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

・省令：特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則第11条)

(報告書についての意見)

第11条 機構は、第9条第1項の意見が述べられたときはこれに配意して、概要調査地区の選定をしなければならない。

※ 配意：「聞き置く」程度

※ 文献調査には法的に報告書作成義務、住民説明会及び意見書の受付の義務もない。

★高レベル処分法は強権

以上のように、高レベル処分法は知事や当該市町村長の意見を聞いて尊重するといいいながら、拒否権を認めず、同意を求めず、各段階ごとの決定は「国」が行う。

説明会を開くといいいながら、状況によっては開かなくても良いことが施行規則で決まっている。意見書は出せるがNUMOのデータに誤りがない限り、「配意」（聞き置く）することが施行規則で決まっている。このように強権な法律の下では応募してはならない。